

令和5年度

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮城県監査委員

宮 監 委 第 5 4 号
令和 6 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 吉 田 計

令和 5 年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1	審 査 の 対 象	1
2	審査の着眼点及び実施内容	1
3	審 査 の 結 果	2
4	意 見	2

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成し審査に付された令和5年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか、といった観点から審査した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で行い、加えて、監査等において得られた知見を活用した。

3 審 査 の 結 果

令和5年度宮城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については相当である。

【重大な不備の発生状況】

評価の過程で以下4件の「重大な不備」が認められ、全て是正済である。

- (1) 自動車税種別割の課税誤り
- (2) 国庫補助金の支出に係る不適切な事務処理
- (3) 就学支援金の不適切な事務処理
- (4) 私費会計の不適切な取扱い

内部統制の不備の件数は3年連続で減少しており内部統制制度の成果が現れつつあるが、重大な不備については前年度6件に対し令和5年度は4件と減少したものの、宮城県県税条例の改正不備による自動車税種別割の課税誤りが発生するなど、県民に大きな影響を及ぼす規定等に関する不備が再発していることから、その防止に万全を期すよう求める。

さらに、県立学校における私費会計の私的流用については2年連続で発生しており、今までの取組が不十分であると断ぜざるを得ない。学校におけるガバナンスを確立し、「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守を徹底するとともに、現金の取扱いの原則廃止など、新たな再発防止策を確実に履行し、関係する職員一人ひとりが危機感を持ち、私費会計の不適切な取扱いの根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

4 意 見

(1) リスクの評価と対応

前年度までの「内部統制評価報告書」では、重大な不備が継続して発生しているにも関わらず、全て「不備なし」と評価されて

いたが、今年度の報告書では、内部統制の整備が一部適切に行われていないとして初めて「不備あり」との評価がなされている。不備の全体件数が前年度より減少している中でも重大な不備が再発したことを重く捉え、一步踏み込んだ点については評価できる。

しかし、軽微な不備が再発している所属が依然として散見されるため、所属独自の重点リスク及びリスク回避実践チェックポイントの選定については工夫の余地があり、年度内に発生した不備に対応して加筆修正するなど、各所属の実務の特性に即して効果的に行われるよう取り組まれない。

(2) 統制活動

内部統制の不備の件数が前年度より 107 件減少（前年対比 29.2%の減）している点は評価できるが、「業務フロー図」「チェックシート」「進行管理表」のいわゆる 3 点セットの整備や、発生した不備の組織的な引継ぎがなされるよう意見を述べてきた中で、組織改編や人事異動等で事務処理手続に不慣れな職員が配置されたことが一つの要因となり不備が発生した事例や、国庫補助事業において国庫支出金の歳入漏れによる県費の持ち出し事例が複数認められ、統制活動が十分適切に行われているとは言えない。

不備の発生を未然に防止するためには、属人的なリスクを排除し、潜在するリスクを組織として引き継ぐこと及び基本的な事務の業務フロー図などの整備が有効であることを改めて各所属に対して周知するとともに、その整備状況を確認すること等により、さらに内部統制の定着と浸透を図られたい。

(3) モニタリング

本県独自の取組として令和 2 年度から実施している内部統制動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」は、投稿件数が少ない所属も多く十分に機能しているとまでは言い難いが、その中で工事請負変更契約などにおいて複数の所属で契約保証金の額をチェック表により確認している等好事例も見られる。これらの事例も参考に、各所属に共通するリスクの標準化を図り、チェック表を共通化するほか、内部統制多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」に加え、チャット機能等も活用した更に実効性のあるモニタリングの手法についても検討されたい。

(4) 統制環境

地方機関においては出納局出納管理課が中心となり会計事務の検査、指導・支援を行っているが、内部統制の仕組が整備され機能しているかという点も重視して更に内容を充実させるとともに、例えば中心的な出納員が地域内の公所、学校等から相談を受け

られる体制を整備することにより、協力して課題等の解決を図りながら、地方の出納員の人材を育成することができる環境づくりに取り組まれない。

(5) まとめ

内部統制行動計画の運用開始から 10 年目となり、令和 7 年 4 月に予定されている同計画の改定に当たっては、自主性、自律性を重視する本県の制度の特性を活かしながら、内部統制評価報告書様式 1 「全庁的な内部統制の評価」における「評価の基本的な考え方」及び「評価項目」に記載されている内容を踏まえ、内部統制は県庁組織全体のガバナンス力を向上させるものとの視点に立ち推進体制の強化を含め、ICTを活用した業務効率化など働き方改革の視点を取り入れたより効果的に機能する内部統制の在り方について検討されたい。